

※ 登録番号	第1258号 (平成29年 1月 5日)	
1. 投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業	総合不動産投資顧問業
2. 法人・個人の別	法人	個人
(ふりがな) 3. 商号又は名称	ぐれいすふどうさんかぶしきがいしゃ グレイス不動産株式会社	
(ふりがな) 4. 氏名 (法人である場合は代表者氏名)	だいひょうとりしまりやく 代表取締役 きとう かつお 鬼頭 克郎	
5. 資本金額	1,000万円	
6. 役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
きとう かつお 鬼頭 克郎	代表取締役	常勤 非常勤
きとう ちえこ 鬼頭 千恵子	取締役	常勤 非常勤
きとう あけみ 鬼頭 明美	取締役	常勤 非常勤

7. 第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
きとう やすお 鬼頭 康夫	代表取締役	助言、判断業務、売買、貸借業務
計 1 名		

8. 不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
グレイス不動産 株式会社	平成1年8月2日	〒470-1126 愛知県豊明市三崎町高鴨5番地5 電話0562-93-6910 FAX0562-92-6902
計 1 店		

9. 業務の方法

1. 投資助言業務は、次のような不動産を対象として行う。
 - (1) 不動産の種類
主に業務用ビル、商業施設及び集合住宅
 - (2) 不動産の規模
主に土地面積1,000㎡以上、建物延床面積130㎡以上
 - (3) 不動産の所在する地域
主に愛知県、名古屋市及びその周辺
2. 助言の方法は、単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等。
3. 報酬体系は、不動産コンサルティング技能登録者制度の報酬算定方法に準ずる。具体的には以下の通り。
報酬＝直接人件費＋経費＋技術料＋特別経費とする（取引に係る消費税等額を加算する）。
 - ① 直接人件費
不動産投資顧問業務に直接従事する技能登録に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の一日当たりの額に、当該業務に従事する延べ日数を乗じた額の合計。人件費一日当たり金52,200円也。
 - ② 経費
直接経費と間接経費に分けられる。
直接経費：印刷製本費、複写費、資料調査費、交通費等の投資顧問業務に関して直接必要となる経費の合計。
間接経費：技能登録者事務所を運営していくために必要な人件費（上記1、直接人件費は除く。）研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、賃借料（含コンピューター使用料）消耗品費等の経費合計。

<p>③ 技術料 不動産投資顧問業務において発揮される技術力、創造力、業務経験、総合企画力、所婦方の蓄積などの対価として、提案案件の土地建物価格に3%を乗じた額を基準とする。なお、事業用定期借地の場合は土地建物賃料の1ヶ月分相当額を基準とする。</p> <p>④ 特別経費 出張経費、宿泊料その他依頼者から特別の依頼に基づいて必要となる費用（上記1、直接人件費及び2、経費を除く）</p> <p>⑤ 取引に係る消費税等額 消費税法と地方税法の規定により算出する。</p> <p>4. 報酬の受領時期は、単発的な助言の場合には、契約締結後の助言報告書提出時、継続的な助言の場合には、毎月末とする。</p>

10. 既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録		
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	愛知県知事 (7) 第15355号	平成25年12月19日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

11. 不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

<p>1. 建物売買業、土地売買業</p> <p>2. 不動産代理業・仲介業</p> <p>3. 不動産管理業</p> <p>4. 損害保険代理業</p>

12. 主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数 又は出資の金額		住所
		割合	
きとう やすお 鬼頭 康夫	154株	77%	愛知県
きとう ちえこ 鬼頭 千恵子	40株	20%	同上

1 3. 役員^の兼職^の状況

(ふりがな) 役員 ^の 氏名	常務 ^に 従事 ^{している} 他 ^の 会社 ^の 商号 ^{及び} 業務 ^の 種類 又は他 ^に 営 ^{んでいる} 事業 ^の 種類
なし	